

10月1日
から

年金生活者支援給付金 制度が始まります

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには、請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構が実施します。

対象者

❖ 老齢基礎年金を受給している方で、次の要件を全て満たす方

- ① 65歳以上であること
- ② 世帯全員の町民税が非課税であること
- ③ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下であること

❖ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で、次の要件を満たす方

- ・ 前年の所得額が約462万円以下であること

請求手続き

- ① 平成31年4月1日以前から年金を受給している方

で対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次送付されています。同封のがき(年金生活者支援給付金請求書)を記入のうえ、提出してください。

- ② 平成31年4月2日以降に年金を受給し始めた方は年金の請求手続きと併せて、年金事務所または住民課国保年金班で請求手続きしてください。

注意事項

日本年金機構や厚生労働省を装った、不審な電話や案内にご注意ください。日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。

詳しくは
コチラから



問 給付金専用ダイヤル

☎ 0570(05)4092

住民票・マイナンバー等へ 旧姓(旧氏)の記載ができます

社会生活において旧姓「旧氏(うじ)」を使用しながら活動する女性が増加している中、さまざまな場面で旧姓を使用しやすくなるため、婚姻等で氏に変更があった場合でも、これまで称してきた氏を住民票・マイナンバーカード等に併記し、公証することができるようになります。

Q 旧姓(旧氏)とは?

A 旧姓(旧氏)とは、その人の過去の戸籍上の氏のことです。

Q 住民票・マイナンバーカードに旧姓を併記するためには?

A 住民票に旧姓を併記するための請求手続きが必要で、(当該旧姓の記載されている戸籍謄本から、現在の氏が記載されている戸籍に至る全ての戸籍謄本が必要です。)

Q 旧姓はどのようなものを併記できるのか?

A 旧姓を初めて併記する場合には、本人の戸籍謄本に記載されている過去の氏の中から1つ選んで併記することができます。その際には、マイナンバーカードまたは通知カードにも併記が必要になります。なお、引越して他の市町村に転入した場合、住民票等に併記されている旧姓は引き継がれます。

Q マイナンバーカードを持っていないでも旧姓を併記する手続きはできますか?

A できます。そのうえで、マイナンバーカードを申請することで、旧姓が併記されたカードが交付され、証明に使えます。なお、既にマイナンバーカードをお持ちの方は、追記欄に旧姓を追記することになります。

Q 住民票の交付を受けるときに併記されている旧姓を表示しないようにすることはできますか?

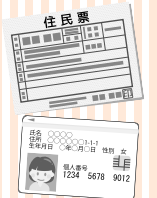
A 住民票等の証明書では、旧姓は氏名と併せて公証されているものであることから、旧姓または氏の一方のみを表示することはできません。必ず両方が表示されます。

Q 旧姓を削除することはできますか?

A 必要がなくなった場合は、旧姓を削除することができます。ただし、旧姓を削除した場合には、その後、氏に変更があったときに限り、削除後に新たに生じた旧姓の中から1つを選んで、再び併記することができます。

Q いつから旧姓併記の請求はできるの?

A 11月5日(火)から、請求により住民票へ旧氏の併記ができます。



問 住民課住民班
☎ (84)1214